

青森市令和4年産水稻種子購入支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和3年産米の米価下落の影響を大きく受けた水稻農家を支援するため、令和4年産水稻を作付けしようとする者に対して補助金を交付し、もって農家の営農意欲の維持向上及び本市の農業振興に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、令和4年産水稻を作付けしようとする農業者、農業者組織又は農業法人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年産主食用水稻を作付けした者であること。
- (2) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、令和4年産水稻種子の購入費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請等の委任)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付の申請、実績報告、請求、受領等に係る権限について、青森農業協同組合の長（以下「組合長」という。）に委任することができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者又は前条の規定による委任を受けた組合長は、令和4年7月29日までに青森市令和4年産水稻種子購入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 委任状（様式第2号）（第5条の規定により組合長に委任する場合

に限る。)

- (2) 補助対象経費の内訳が確認できる書類
- (3) 令和3年産主食用水稲を作付けしたことが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第3号の書類により証明すべき事実を市が保有する営農計画書により確認することができるときは、補助対象者の同意を得て、当該書類の添付を省略することができる。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金交付の可否を決定し、青森市令和4年産水稲種子購入支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は青森市令和4年産水稲種子購入支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知する。

(変更申請等)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業内容を変更しようとするとき、又は廃止しようとするときは、青森市令和4年産水稲種子購入支援事業変更(廃止)申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに青森市令和4年産水稲種子購入支援事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告書等の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査により、交付すべき補助金の額を確定し、青森市令和4年産水稲種子購入支援事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、次条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付した場合において、前項の規定により確定した補助金の額が、当該交付額より少ない場合は、その差額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条第1項の規定により額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することがある。

(請求)

第12条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(取扱方法)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号）の定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日等)

1 この要綱は、令和3年12月23日から実施し、同年3年11月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効用を失う。